

新版・ゆっくり学ぶ江戸の古文書 パート2

和本の世界2 江戸・世界に冠たる出版王国

はしぐち 橋口 こうのすけ 侯之介

古活字版から木版印刷へ

近世の初期は、活字版で始まった。朝鮮から伝わった活字の印刷法を導入した。豊臣秀頼・徳川家康も刊行したし、寺院などからも多くの活字版がつくられた。中世までの仏書や漢籍でなく、仮名交じり文（物語、仮名草子など）も出版されるようになった。

その代表は慶長13年（1608）の嵯峨本『伊勢物語』で、本阿弥光悦の文字を美しい連綿活字で表現した。

しかし、まもなく寛永期（1620, 30年代）になると、活字は下火となり、木版を使った従来型の印刷（整版という）に戻った。

これは技術的に退化したのでなく、新たな道が拓けたと考えるべきである。いったん活字印刷が入ったことで、かえって整版の良さを再認識したのだ。

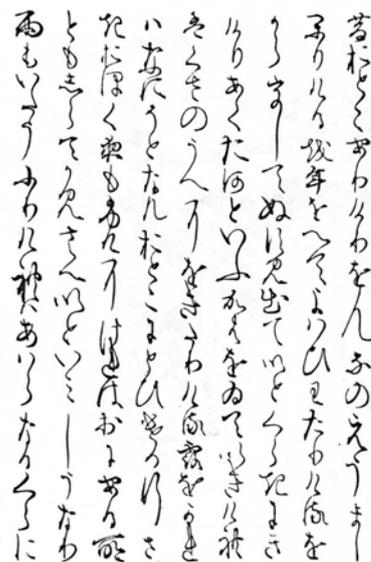
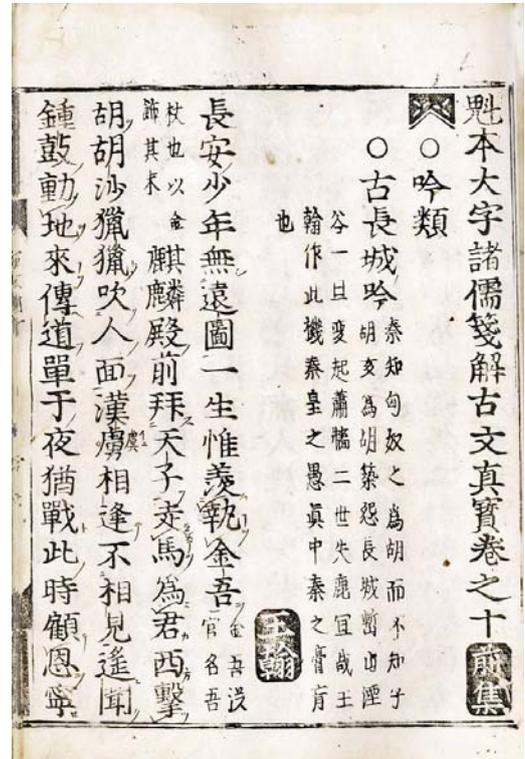
活字にできない印刷法を整版が可能にした。それは、

- これまで書き入れて対応してきた訓点、振り仮名をはじめから刷ることができる。連綿によるかな書き、挿絵も整版だからこそ容易に表現できる。これで読者層を広げる効果があった。
- 板木があれば容易に増刷できる（活字は組み直しで対応したが、再板以降は校正必要など手間がかえってかかる）。これが部数増となって収益を確保することで商業出版の道が開けた。なにしろ板木は丈夫。二百年もった板木は数知れない。いま3,400年経ったものでも刷れる。内容が陳腐化しないことも重要。
- 整版の一番大きな利点は、板木の所有が「著作権」（板株）となったことである。そうなると、それを売買することも、分割することもできた。

これが近世版本の特色となった。

板木というもの

持参した板木は江戸時代初期のもの。嵯峨本『伊



上は古活字版の『古文真宝』。下は嵯峨本『伊勢物語』(国会図書館蔵)の挿絵と本文。くずし字で字が連なっているが、活字である

勢物語』の覆刻版。

嵯峨本は評判がよく、一回の刷りでは100部か200部だが、すぐに売り切れてしまったので、再版はまた活字の組み直しとなった。それを数回繰り返したが、さすがに経済性が悪かった。そのため、そっくり板木に彫りなおして木版印刷にした。これなら数千部まで刷れる。

原本を板下にして、あるいは原本に薄紙をかぶせてその上からなぞって板下を書いて、それをもとに板木を彫るのを覆せ彫りという。右の板木はその例である。



板木由来の江戸時代の用語

板木を使って、印刷する出版が中心になる江戸時代は、その用語に「板」を使ったことばが多い。出版をすること＝刻 彫 鐫（せん。板木を彫るための鑿） 上木 梓 上梓 梓刊（ただし桜とはいわない）版も同音（板木＝版木 出板＝出版 板本＝版本）

出版用語

- **板行**（はんこう） 板木を彫って書物とする行為。
- **開板**（かいはん） 書物を新たに板木に彫ること。
- **元板**（もとはん） すでにできている板株。
- **板元**（はんもと） 板株をもっている本屋。出版元ということ。
- **類板**（るいはん） 元板から模倣した書物。
- **重板**（じゅうはん） 内容が同じものを無断で刻して出すこと。
- **再板**（さいはん） 板木が傷んだり焼失したときの合法的な再刻。
- **蔵板**（ぞうはん） 板木の所有。とくに寺院や素人の開板物。
- **絶板**（ぜっばん） 出版許可の出ない本の板木を焼却廃棄させること。
- **白板**（しらいた） 薄墨で見本刷した板木。
- **板株**（はんかぶ いたかぶ） 板木所有の権利。
- **丸板**（まるはん） 全額自力で開板すること。丸株とも。
- **相合板**（あいあいはん） 複数の本屋で共同出板すること。
- **板賃**（いたちん、はんちん） 板木所有の割合に応じて出す償却費、配当。
- **焼板**（やけはん） 板木が焼けて消失した本でも板株は存続する。
- **留板**（とめいた） 相合・支配などで他者が勝手に増刷しないように板木の一部を所有
- **求板** 板木を買い求めること。

江戸の本屋仲間

独自の出版があったとはいえ、十八世紀初頭まで、江戸の本は上方には売れなかった。ほとんどが上方本の焼き直しだったからだ（これを重板類板とって上方では嫌った）。

京・大坂では元禄年間に早くも本屋仲間（正確にはその前身の組織）ができ、重板類板対策に乗り出した。町奉行との間で「禁書」を自己規制するかわりに、重板を「犯罪」として認めてもらい、いざとなったら奉行所の権力で取り締まろうとした。

江戸では、享保年間になって幕府が全業種にわたって「株仲間」を奨励した政案にしたがって正式な本屋仲間（書物屋仲間とも）を結成した。

ほかの業種は仲間株を得ることで排他的に独占することが多かったが、本屋は新規参入に門戸を開いてい

た。むしろ、本屋が仲間をつかって活動したのは、事業を独占する意図よりも、重板・類板対策が最大の目的だった。

近世中期*以降、江戸での自前の刊行物が増大し、しだいに上方を凌駕するようになる。江戸でも重板類板対策ができたがったからである。

*近世を前期・中期・後期と区別する。ただしどこに境界を置くかは諸説ある。

出版までの手続き

新規に本を出したいときは、板元となる本屋が草稿本（種本とか写本ともいう）を3部行事に提出する。一部は町年寄（奉行所との間に入って実務をこなす役人。本屋の担当は奈良屋）へ行った。行事は、重板・類板の恐れがあると判断すると、板株（その本の出版権）をもっている関係の本屋に種本を見せる。これを「回本」（マワリ本とも）といった。の異議があるようだと、半年も一年も本が出ないことがあった。この異議申し立てのことを差構（さしかまい）といった。それは面倒なことである。

出板許可（免許）が出ると、行事から「添章（そえしょう）」が出る。本屋はそれから板木を彫りはじめ、本ができれば先に提出した草稿と完成した本を比べ、相違ないことを示した上で、町年寄と奉行所に献本（あげ本）という。出願した本屋はここで仲間に「白板歩銀（しろいたぶぎん）」というのを支払う。白板は板木一枚につきいくらかという料金を支払う。大坂では享保十二年には新刊は一丁につき銀二分、再板は同一分と決めている。申請手数料のようなものだ。

出版物を本屋仲間が管理

添章（そえしょう）がいわば出版許可証でこれが大事だった。本屋仲間が常備する原簿と割印が捺されて公式な出版権（板株）が保証された。基本的にはその都市でしか通用しないが、三都のほかの都市の仲間にもこれを送って、かわりにその土地の添章を取得することができた。そこではじめて全国的に流通させることができるのである。当初は相互利用ということで無料だったが、文化頃からは都市間で手数料をとるようになった。

本はおおむね同業者へは8掛けで卸された。地方へは送り賃が加算される。

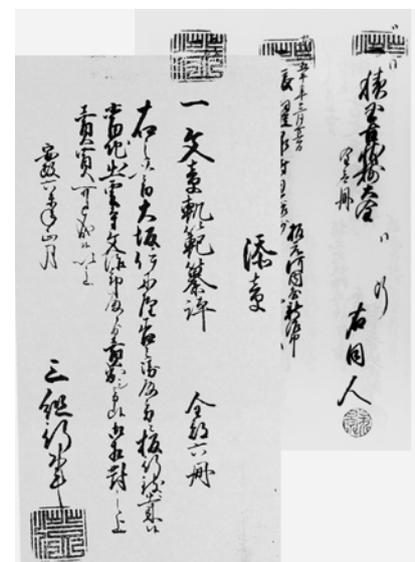
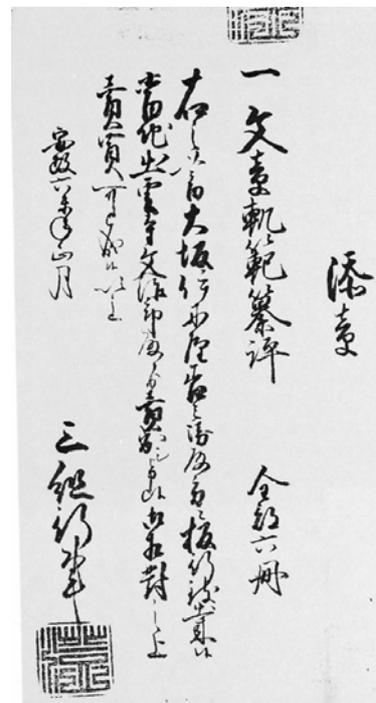
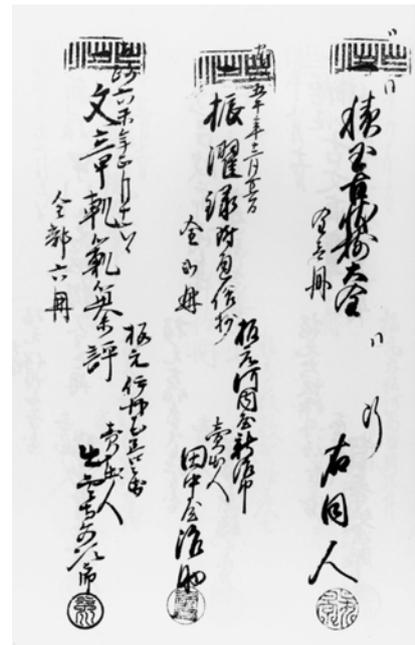
仲間が持った原簿（割印帳）は江戸では『享保以後江戸出版書目』、大坂でも『享保以後大坂出版書籍目録』として残されている。

板株

出版に際して本屋仲間の認可が得られると「添章（そえしょう）」（右の図）が交付される。それで板株（ばんぐす）が発生したとみなされる。これは板木という財産が担保されている。

右の図は、それぞれ別の史料集に出ているもの。京都書林仲間の「他国販売出添章証文帳」、大坂の板元・伊丹屋の『文章規範纂評』を安政6年正月、京都の出雲寺文治郎が売り出し人として記帳されたもの。出雲寺の印が下に捺されている。

それと印影が一致する添章が『文政堂文書』にあって、京都書林仲間の行事（三組行事）の名で、大坂の板元の本だが当地でも売買することができると書いてある。



株は持っているかぎり永代にわたって有効だったが、それを本屋間で自由に売買することができた（板木市）。江戸時代の特徴は、出版権が株になっていたことで、売買が盛んにおこなわれたところにあった。この株を買ったことを求板きゅうばんというが、権利はそちらに移る。ふつうは板木も移動する。求板した店は自由に増刷ができる。

また、まだ本として完成する以前の段階でも株は有効であり、これを願株ねがいかぶ（「がなかぶ」あいかぶとも）といった。さらに現物の板木が焼失ないしは破損してしまい、無くなってしまっても権利は残った。これを焼株やけかぶといった。

江戸時代の特殊性。世界的に見ても珍しい相合

さらに、一軒で単独の株を持つ以外に、2軒以上の本屋で出資し合って刊行することもあった。一軒で持つことを「丸株まるかぶ」といい、複数で共同出版するのを「相板あいはん」、もしくは「相合株あいかぶ」といった。相合株とは、参加した本屋がその出資割合に応じて板株をもつことである。

相合株では、板木を等分してもつこともあったが、通常は代表となる店のところに置いておき、相合株主は数枚の板木だけを所有した。これを留板りゅうばんといい、無断で増刷することがないようにするのである。正式に増刷するときは、これら留板を集めておこなった。

さらに株は分割したり統合したりすることができた。最初、丸株だったものを何軒かに分割して売ることもあった。相合は、最初から共同開板だったときと、このように途中で分割されることがあった。逆に、相合株を買い集めてまとめてしまうことも可能だった。だから、十軒で相合株を持っていたうち、ほかの二軒分を買い取って「十軒之三軒分」という持ち方もあった。

株の配当「板賃」

相合板は、開板のさいに最も大きい板木関係初期費用を数軒でまかなうことで負担を軽くすることができた。主板元になった本屋は、相合の共同出資者には発行部数に応じた配当をする。

板株とセットになっているのが「板賃」（「はんちん」あいちんとも読めるが「いたちん」あいちんとも読む）である。

これは板株の見返りとして受け取る一種の配当である。その基礎となるのは、出版コストの中における板木関係の代金に相当する部分の償却である。板下づくりから板木を彫る費用に充当する。

出版には摺り手間や紙代、製本仕立代も大きなコスト要因だが、それらは刷り部数によって変わってくる。それに対して板木関係などの初期費用は、部数に関係なくかかる固定経費である。そこでこの固定費をどう償却していくかが町版の採算にとって重要になってくるのである。

とくに物之本のように一回に刷る部数は少ないが、長く売れる可能性の高い商品の場合、初版初刷だけで原価をすべて吸収することは不可能である。そこで、一定期間何度か増刷をすることを前提にコストを分散しておくのだ。それを決めておくのが板賃である。

相合板にうまみがあったのは、増刷するたびに入る板賃だけでなく、その株を売ることができたことだ。よく売れる本なら人気があって高く売れる。板賃収入が最初の出資に満たないような売れない本でも、株を売ることでのしごこともできたので、損害は少ない。

板株売買を仲間が管理

板株を売買して所有者が異動したときは、書類にして本屋仲間行事に申請した。どの本の株の持ち分、をいつ、誰から誰へ売買したかを「一札」にして書くのである。

開板のさいに割印帳があったように、たえずおきる板株の移動や分割・統合などを把握しておくために、本屋行事は本ごとに板株所有者を登録した帳面も用意していた。

『大坂本屋仲間記録』所収の「板木総目録株帳」「図書板木目録」がそれである。「京都江戸買板印形帳」がその原簿ないしは写しにあたる。さらに大坂の本屋が京都や江戸の板株を購入したさいの証文を集めた「京都江戸買板印形帳」（天保五年から明治初年まで）も残っていて、板株がどのように移動していったかを具体的に知ることができる。京都にも一部が残っている（『京都書林仲間記録』に所収）。残念ながら、江戸にはそういう史料が残っていない。